

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2023年6月）

日 時： 2023年6月20日（火）・22日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 富田 真史

IASB 会議（2023年6月）傍聴報告

日時：2023年6月20日（火）・22日（木）

スケジュール：別紙参照

2023年6月20日及び22日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。6月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 基本財務諸表
- 持分法
- 料金規制対象活動
- 開示に関する取組み－公的説明責任のない子会社：開示
- IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー

【6月20日（火）】

基本財務諸表

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2020年9月をコメント期限として公表した。公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）を置き換えることになる。

2021年3月から公開草案における提案の再審議が開始されており、2022年9月から12月にかけて、IASBは、暫定決定事項を中心に、的を絞ったアウトリーチを実施し、2023年1月に再審議計画が提示されるとともに、再審議が継続されてきた。

アジェンダ・ペーパー21の付録A「プロジェクトの状況に関する概要」によると、これまでに議論済みの提案と再審議未了の提案は次の表のとおりとされた。

| 論点 | 議論された提案 | 再審議未了の提案 |
|---------|--|--|
| 小計 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要求される小計 ➤ 区分への分類、一般的な企業及び特定の主要な事業活動を行う企業 ➤ 関連会社及び共同支配企業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 区分に関する残りの議題（小計及び区分、超インフレ経済下における財務報告及び法人所得税の区分）（2023年6月会議の審議対象） |
| 経営者業績指標 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 反証可能な前提を含む範囲と定義 ➤ 調整表の開示 ➤ 税金および非支配持分の開示に関する側面 ➤ 列の使用 ➤ 経営者業績指標の増減 ➤ 単一の記載箇所 ➤ IFRS第8号「事業セグメント」（以下「IFRS第8号」という。）の要求事項との関係 ➤ 追加の小計が経営者業績指標かどうかの判断 ➤ 期中の経営者業績指標を含む公的なコミュニケーションのタイミング | |

| | | |
|---------|--|---|
| 分解及びその他 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本財務諸表と注記の役割 ➤ 集約と分解の原則 ➤ 通例でない収益及び費用に関する提案の取り下げ ➤ 営業費用の表示と開示 ➤ キャッシュ・フロー計算書 ➤ その他の包括利益 ➤ 持分法適用関連会社及び共同支配企業からの受取配当金の分類 ➤ IFRS 第8号の結果的修正 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ その他の結果的修正（2023年6月会議の審議対象） |
|---------|--|---|

（今回の会議における主な論点）

今回の会議では残った論点として、公開草案の下記に関する提案を再審議した。

- 区分及び小計
- IAS 第29号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS 第29号」という。）及びIAS 第12号「法人所得税」（以下「IAS 第12号」という。）

（主な暫定決定事項）

区分及び小計

IASBは、純損益計算書において次のようにする旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 資産又は負債の認識の中止から生じる収益及び費用は、認識の中止の直前に当該資産又は負債が生み出していた収益及び費用と同じ区分に分類される。
- b. 資産又は負債からの収益及び負債の分類を（当該資産又は負債の認識に影響を与えずに）変化させる取引又は他の事象から生じる収益及び費用は、当該取引又は他の事象の直前に収益及び費用が分類されていた区分に分類される。
- c. (a)及び(b)に記述した収益及び費用が、資産及び負債のグループに関わる単一の取引又は他の事象から生じる場合で、当該資産及び負債のグループに関する収益及び費用が当該取引又は他の事象の直前に異なる区分に分類されていた場合には、

- i. 当該取引又は他の事象に係る利得又は損失は、当該グループの中の資産のいずれかが営業区分に分類されていた収益及び費用を生み出していた場合には、営業区分に分類される。
- ii. 当該取引又は他の事象に係る利得又は損失は、当該グループの中のすべての資産が投資区分に分類されていた収益及び費用を生み出していた場合には、投資区分に分類される。

IASBは、特定の企業が「財務及び法人所得税前純損益」の小計を表示しない旨を確認することを暫定的に決定した。この禁止が適用されるのは、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業が、資金の調達のみに関わる取引から生じる負債からのすべての収益及び費用を営業区分に分類する場合である。

IASBは、追加の対応は必要とされないとスタッフが結論を下した他の未決着の論点（以下を含む）について議論した。

- a. 互いに等しい小計の表示
- b. 企業が継続企業として存続する能力に関する期中財務諸表における開示についての要求事項
- c. 表示及び開示の要求事項を適用するに当たり行った重大な判断の開示についての要求事項

IASBは何も決定を求められなかった。

IAS 第 29 号及び IAS 第 12 号

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 正味貨幣持高に係る利得又は損失は、IAS 第 29 号を適用する企業が単一の科目に表示する場合には、純損益計算書において営業区分に分類される旨を明確化する。
- b. IAS 第 12 号の範囲に含まれる資産及び負債から生じる為替差額のうち、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って純損益に認識されるものは、過大なコストや労力を伴う場合を除き、純損益計算書において法人所得税区分に分類される旨を明確化する。

- c. 繰延税金資産及び負債に係る為替差額の分類についての IAS 第 12 号の第 78 項の要求について、(b)における暫定的な決定と合わせるための結果的修正を行う。

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

持分法

（背景）

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）における持分法会計について、IASB は 2020 年 10 月の IASB ボード会議にて、適用上の疑問点に対処することを決定し、その後以下のステップで検討が進められている。

- ステップ 1：持分法適用に際しての疑問点を特定する。2021 年 3 月の IASB ボード会議で疑問点の選定プロセスが議論された後、同年 10 月の IASB ボード会議で、上記選定プロセスに従って選定された疑問点のリストが提示された。
- ステップ 2：IAS 第 28 号の基礎となる原則を特定する。2021 年 6 月の IASB ボード会議で議論が行われた。
- ステップ 3：上記原則を適用上の疑問点に適用する。2022 年 4 月の IASB ボード会議で議論を開始した。

上記のステップに従い、2023 年 4 月時点でプロジェクトの範囲における大多数の適用上の疑問点に対して暫定決定が行われたことから、2023 年 4 月の IASB ボード会議において、次の暫定決定が行われている。

- a. 持分法のリサーチ・プロジェクトを基準設定の作業計画に移す。
- b. 協議グループは設置せず、諮問機関の専門知識を引き続き利用する。
- c. 本プロジェクトの目的を更新し、次のとおりとする。

IAS 第 28 号に示されている持分法に関しての適用上の疑問点に対する回答を、可能な場合には IAS 第 28 号から導き出された原則を用いて開発する。

また、IASBは次のステップとして公開草案の公表に向けて作業することも決定し、今回の会議では適用上の疑問点として残っている論点について審議が行われた。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、IAS第28号に示されている持分法についての適用上の疑問点についての議論を継続し、公開草案の公表に向けて次の論点について審議が行われた。

- 投資者の所有持分を変動させる取引及び他の事象
- 関連会社に対する投資の取得に係る条件付対価（事後測定を含む）

（主な暫定決定事項）

投資者の所有持分を変動させる取引及び他の事象

IASBは、関連会社が持分決済型の株式に基づく報酬又はワラントを付与する場合に投資者が持分法をどのように適用するかに関する提案を開発しないことを暫定的に決定した。

関連会社に対する投資の取得に係る条件付対価（事後測定を含む）

IASBは、次の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 関連会社に対する投資の取得時に、投資者は条件付対価を当該投資の取得原価の一部として認識し、その条件付対価を公正価値で測定する。
- b. 取得日後に、
 - i. 資本に分類される条件付対価について—投資者は当該対価のその後の決済を資本の中で会計処理する。
 - ii. その他の条件付対価について—投資者は当該対価を各報告日の公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

（今後の予定）

IASBは、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続

する。これには、持分法で会計処理する関連会社に対する投資以外の投資に暫定的な決定を適用することの影響が含まれる。

料金規制対象活動

（背景）

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2021年7月をコメント期限として公表した。公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS会計基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年12月のIASBボード会議で暫定決定された再審議計画を踏まえ、2022年2月のIASBボード会議から再審議が開始されている。直近では2023年2月のIASBボード会議より「認識」の論点に関する再審議が開始され、2023年5月の会議までに認識の時期等を含む関連する再審議が一通り行われた。

2023年6月のIASBボード会議からは「測定」に関する論点の再審議が開始されることとなった。規制資産及び規制負債の「測定」について、公開草案の主な提案では、事後測定にあたって規制資産及び規制負債から生じるすべての将来キャッシュ・フローの見積りを含み、当該キャッシュ・フローを現在価値に割り引く評価技法を使用することとされており、再審議計画において「概して好評だったトピック」の一つとされた。

2023年6月のIASBボード会議では、当該「測定」のワークストリームに関する再審議計画と、このうち不確実な将来キャッシュ・フローの見積りに関連する論点が議論された。

（今回の会議における主な論点）

今回の会議では次の議論が行われた。

- 公開草案における、測定基礎、キャッシュ・フローを基礎とした測定技法及び不確実な将来キャッシュ・フローの見積りに関する提案を再審議する計画を議

論した。

- 不確実な将来キャッシュ・フローの見積りについての提案に関連した具体的なトピックの再審議を開始した。

（主な暫定決定事項）

提案を再審議する計画

IASBは計画に関して何も決定を求められなかった。

不確実な将来キャッシュ・フローの見積り

IASBは、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 企業は不確実な将来キャッシュ・フローの見積りを、2つの方法（「最頻値」方式又は「期待値」方式）のうちキャッシュ・フローをよりよく予測すると企業が見込んでいる方を使用して行うという、公開草案で提案した要求を維持する。
- b. 不確実な将来キャッシュ・フローの見積り方法の見直しを、事実及び状況の著しい変化があるため当該方法がキャッシュ・フローをよりよく予測すると企業が見込まなくなった場合にのみ行うことを企業に要求する。
- c. 企業が不確実な将来キャッシュ・フローを見積るために「期待値」方式を使用する場合には、企業は結果の範囲全体（規制資産若しくは規制負債が存在しないか、又は、存在はするが将来キャッシュ・フローを生み出さない場合の結果が含まれる）を考慮すべきである旨を明確化する。
- d. 規制資産について独立した減損テストを要求しないという公開草案の提案を維持する。

また、IASBは、公表予定の会計基準書では、「最頻値」方式が不確実な将来キャッシュ・フローをよりよく予測する可能性のある状況に関する追加のガイダンスを設けないことも暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBはプロジェクト提案を引き続き再審議する。

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

（背景）

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書を提案している。IASBは公開草案へのフィードバックを踏まえ、2022年4月から再審議を開始して、2023年5月のIASBボード会議において概ねの議論が完了した。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の提案の残った論点に関する再審議を行った。

（主な暫定決定事項）

IASBは、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第3版」における開示要求案に対するフィードバックが、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」における開示要件案を変更する必要性を示唆するものであったかどうか検討した。IASBは追加の変更を行わないことを暫定的に決定した。

（今後の予定）

今後の会議で、IASBは公表予定の基準書についての書面投票プロセスを開始すべきかどうかを検討する。

【6月22日（木）】

IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー

（背景）

IASBは、2020年1月に、IFRS for SMEs 会計基準を完全版のIFRS 会計基準と整合させるかどうか、また、どのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の2019年における包括的な見直し」を、2020年10月をコメント期限として公表した。2021年3月のIASB ボード会議では、本情報要請における調整（alignment）アプローチを用いて、IFRS for SMEs 会計基準の修正の公開草案を作成することが暫定的に決定され、2021年5月のIASB ボード会議から、公開草案に向けて、IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案する場合の提案方法について、各基準等を対象として具体的な検討が進められた。その後、2022年9月に「IFRS for SMEs 会計基準第3版」（公開草案）（以下、本項目において「公開草案」という。）が公表された。公開草案は180日間コメント募集が行われ、2023年3月7日に締め切られている。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、次のことを行った。

公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第3版」（公開草案）に対するフィードバックについて議論した

検討し、中小企業会計適用グループに助言を求めるかどうか、また公的説明責任の定義の明確化に関する公開草案の修正案に変更を加えるかどうかについて議論がなされた。

（主な暫定決定事項）

公開草案に対するフィードバック

IASBは、公開草案に対するフィードバックについて議論し、SME 適用グループ（SME Implementation group:SMEIG）が検討すべき疑問点についての提案を提供した。

公的説明責任の定義

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準（基準）の第1.3項(b)の修正案を確認した。公的説明責任の第2の要件を満たすことが多い企業の例として、銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー・ディーラー、ミューチュアル・ファンド及び投資銀行を列挙するものである。
- b. 公表予定の基準書「公的説明責任のない子会社：開示」における公的説明責任についての記述と同じ修正を行う。
- c. 公開草案の第1.3A項を基準から撤回し、基準及び基準に関する結論の根拠についての教育用モジュールに含めない。
- d. 基準に関する結論の根拠において、各法域における国内の立法機関及び規制当局の役割を IFRS for SMEs 会計基準に対する趣意書でさらに明確化することはしないことを決定した理由を説明する。
- e. 公的説明責任の定義に関するガイダンスについてのその他の提案を、基準をサポートする教育用モジュールにおいて当該モジュールの更新時に扱うべきかどうかを検討する。

（今後の予定）

2023年7月13日に、IASB スタッフはコメントレーター及びアウトリーチ・イベントからのフィードバックを SMEIG 会議で提示する。IASB スタッフは6月のIASB 会議でのIASB メンバーからの示唆を受けて、当該フィードバックから識別された具体的なトピックについて SMEIG メンバーの意見を求める。

この SMEIG 会議の後に、IASB は公開草案における提案の再審議に関するプロジェクト計画について議論する。

別紙 スケジュール

6月20日（火）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--|
| 09:30-11:30 | 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 120 分→95 分） |
| 11:30-11:45 | 休憩 |
| 11:45-13:15 | 持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 90 分→45 分） |
| 13:15-14:15 | 休憩 |
| 14:15-15:15 | 開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）（*） （予定 60 分→10 分） |
| 15:15-15:30 | 休憩 |
| 15:30-17:00 | 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（*） （予定 90 分→85 分） |

（*）当日は会議出席者の予定等を踏まえ、審議の順番が入れ替えられた

6月22日（木）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--|
| 09:30-11:00 | 中小企業向け IFRS 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 90 分→90 分） |
| 11:00-11:15 | 休憩 |
| 11:15-12:45 | 中小企業向け IFRS 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 90 分→65 分） |

以上